

件名	亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局 教育総務室
<p><b>1 制定・改廃の背景と趣旨</b></p> <p>地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築等のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、教育公務員特例法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p><b>2 改正内容</b></p> <p>本条例が引用している「教育公務員特例法」第16条の規定が削除されたことに伴い、条文の整備を行います。 &lt; 第1条関係 &gt;</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>施行日は、平成27年4月1日とします。</p>		

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第6号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成17年亀山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は、」の次に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。